

室蘭市働き手確保支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内企業における円滑な人材確保を目的とした社宅、寮等の住環境や女性活躍の推進に資する職場環境整備等を実施する企業への各種補助金の交付に関し、室蘭市補助金等交付規則（昭和62年規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 標準産業分類 統計法（平成19年法律第154号）第28条の規定により統計基準として定められた日本標準産業分類をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める者等で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業 中小企業者等以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 女性向け職場改善・魅力アップ支援事業
- (2) 社宅建設等支援事業

(補助対象事業者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、前条に規定する事業を行う事業者であって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 女性向け職場改善・魅力アップ支援事業
 - ア 標準産業分類に定める製造業、建設業又は運輸業を営む企業であること。
 - イ 中小企業者等（女性向け職場改善・魅力アップのために施設を新設又は改修工事を行う場合であって、当該施設を中小企業者等の用にも供する場合にあっては、大企業を含む。）であること。
- (2) 社宅建設等支援事業
 - ア 中小企業者等（市内に事務所又は事業所を新設する場合にあっては、大企業を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助対象事業者としない。

- (1) 市税を滞納している者

- (2) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業等に該当するもの及びこれに類する業種のもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に係る者

（補助金の対象経費及び補助額）

第 5 条 補助金の対象経費及び補助額は、別表に定めるとおりとし、当該補助金は予算の範囲内で交付するものとする。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行し、社宅建設等支援事業については、平成 31 年 1 月 1 日以後に新たに取得し、又は賃借する社宅等について適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

事業	補助対象経費	補助基準額 (1,000円未満切捨)
女性向け職場改善・魅力アップ支援事業	補助対象施設の新設又は改修工事に要する費用 (補助対象施設) 託児スペース、女性専用トイレ、女性専用更衣室、女性専用休憩室その他類する施設で市長が認めたもの	補助対象経費の1/2以内 (※ 200万円を限度とする。)
社宅建設等支援事業	社宅建設等支援事業補助金事務取扱要領に定める補助対象社宅の基準年度における固定資産評価額	補助対象経費の10/100以内 ただし、下記に該当する場合は補助金の額を補助対象社宅の基準年度における固定資産評価額の各割合に応じて加算することができる ・市内企業（市内に本社（本店）を有する）へ発注し、新たに取得する場合は、100分の3に相当する額 ・居住誘導区域内に補助対象社宅を新たに取得、又は賃借する場合は、100分の2に相当する額 (※ 1,000万円を限度とする。 (補助金の加算の額を含む。))